

年末の 交通事故防止運動

令和7年12月1日 月 ~ 31日 水

運動の重点 & スローガン



自転車・特定小型原動機付自転車の
交通ルール遵守の徹底及び
ヘルメット着用の推進

ヘルメット かぶるあなたは かっこいい



夕暮れ時及び夜間の 交通事故防止

見えないを 見えるに変える 反射材



飲酒運転の根絶

飲む前に 車じゃないよね？ 再確認



大阪府交通対策協議会
障がい者が安心して通行できる交通環境をみんなで作りましょう。

STOP!
ながらスマホ



※携帯電話のご利用マナーにご協力をお願いします。/
大阪府交通対策協議会 YouTube チャンネル▶
大阪 交通対策 チャンネル 検索



運動の重点



自転車・特定小型原動機付自転車の交通ルール遵守の徹底 及びヘルメット着用の推進

◆自転車に乗るときは

- 信号や一時停止を守り、運転中のスマートフォン等の使用は絶対にやめましょう。
- 万一の事故に備え、大人も子どももヘルメットを着用しましょう。

◆特定小型原動機付自転車に乗るときは

- 運転免許は不要ですが、運転できるのは16歳以上ですので注意しましょう。
- 車道の左側端に寄って通行し、右折時は必ず二段階右折をしましょう。
- 万一の事故に備え、ヘルメットを着用しましょう。



夕暮れ時及び夜間の交通事故防止

◆歩行者は

- 夕暮れ時や夜間に外出する際は、明るい目立つ色の服装に心がけ、反射材用品を活用しましょう。
- 斜め横断は危険です。道路を渡る時は横断歩道を利用しましょう。

◆運転者は

- 夕暮れ時は早めにライトを点灯し、夜間は適切にハイビームを活用しましょう。
- 横断歩道では、歩行者に目と手で合図（ハンドサイン）をし、歩行者優先を徹底しましょう。



飲酒運転の根絶

- 自転車や特定小型原動機付自転車も含め、車両の飲酒運転は犯罪です。絶対にやめましょう。
- 車両を運転する可能性のある人に、お酒を提供してはいけません。
- お酒を飲んだ人に、車両を提供してはいけません。
- 飲酒運転の車両に、同乗してはいけません。

道路交通法改正～令和8年4月1日施行～

※自転車の交通違反に交通反則通告制度（いわゆる青切符）が適用されます。

★主な違反行為と反則金額

携帯電話使用等（保持）12,000円

指定場所一時不停止等 5,000円

信号無視 6,000円

遮断踏切立入り 7,000円

軽車両乗車積載制限違反（二人乗り等）3,000円

・対象は16歳以上

・対象となる違反行為は100種類以上

・反則金は、原付と同一



日本赤十字社
大阪府赤十字
血液センター

12月は大阪府献血推進月間です！

あなたの献血が誰かの「ち」からに。

冬季の献血に積極的なご協力をお願いします。

大阪府赤十字血液センター
ホームページはコチラ！➡

